

子育てガイド（子育て期）

(R7.5.1現在)

年齢（月齢）	お子さん （誕生日）	生後1か月	2～4か月	7か月	10～12か月	1歳6か月	2歳6か月	3歳	4～6歳
健康診査	新生児聴覚検査 （出生後入院中に実施）	1か月児健診・産婦健診 （個別健診）	4か月児健診 （個別健診）		10か月児健診 （個別健診）	1歳6か月児健診 （集団健診）	2歳児歯科健診 （集団健診）	3歳児健診 （集団健診）	5歳児健診 （集団健診）
			4か月児・10か月児健診は、赤ちゃん訪問時にご案内します。1歳6か月児以降の健康診査および育児教室は、対象時期になりましたら案内を郵送します。						
			2か月～ 定期予防接種がはじまります						
教室など			育児教室①	育児教室②	育児教室③	すまいる教室、保育カウンセラー保育所等巡回事業（お子さんの発達に関する相談）			
相談、訪問指導 等	出生届出時面談 出生届を提出された方に、保健師等がお話をお伺いします。産婦さんや赤ちゃんの健康状態や出産時の状況について伺います。	電話連絡 保健師等から産婦さんに電話をさせていただきます。体調確認や育児での困りごとについてのお尋ねです。授乳などに関する相談など、些細なことでも構いませんので、ご相談ください。	赤ちゃん訪問 赤ちゃんや産婦さんを対象に、保健師等がご自宅等を訪問します。事前に訪問日時について電話連絡させていただきます。訪問の内容は次のとおりです。 ・赤ちゃんの体重測定 ・産婦の健康状態の確認 ・育児相談 ・町の母子保健事業、乳幼児健診の案内 ・予防接種の案内と問診票（接種券）のお渡し など	赤ちゃん計測・面談 育児教室②に参加できなかった場合は、保健師等から産婦さんに電話連絡があります。赤ちゃんや産婦さんと面談し、育児用品助成券と絵本をお渡しします。赤ちゃんの体重測定もします。		★「母乳をうまく飲んでいるか心配」、「栄養は足りてるのかな」、「こんなときはどうしてあげたらいいの？」など、お母さん・お父さんになると心配ごとが増えると思います。誰に相談していいかわからないときは、まずは町の保健師・助産師・管理栄養士にご相談ください。			
	健康相談、育児相談、栄養相談など、随時保健師、管理栄養士にご相談いただけます。【平日8時30分から17時まで（年末年始除く）】								
	出産後に利用できるサービスなど	産後ケア事業（産婦の休息、乳房ケア、育児相談などが助産所等でできる事業です）							
養育支援訪問事業（保健師等が自宅を訪問し、育児支援をする事業です）									
☐ すみずみ子育てサポート事業（自宅で家事支援を受けたり、町が指定する施設で保育支援が受けられます） ☐ 児の一時預かり保育（対象児：生後2か月～） ☐ 子育て支援センターが利用できます					☐ ショートステイ（対象児：生後6か月～）				
公的な手続き	出生届など各種届出 ☐ 出生届（生まれた日を含めて14日以内に提出） ☐ 児童手当の申請（生まれた日の翌日から15日以内に申請） ☐ 子ども医療費受給資格証の申請 ☐ 出産育児祝金の申請 ☐ チャイルドシート購入費助成の申請 ☐ 育児用品支給事業の申請 ☐ 公的医療保険の加入（加入先へ申請） ☐ 出産育児一時金、出産手当金の申請（勤務先へ申請） ☐ 育児休業給付金を申請する（原則会社経由） ☐ 産前産後、育児休業中の社会保険料（健康保険・厚生年金）の免除を申し出る（原則会社経由） ☐ 児童扶養手当、母子家庭等医療費助成の申請（ひとり親家庭）	【出生届時に持ってきていただくもの】 ●出生証明書 ●母子健康手帳 ●印鑑 ●申請者の振込先がわかるもの（出産育児祝金、チャイルドシート助成金） 【児童手当申請に必要なもの】 ①請求者の健康保険情報がわかるもの ②請求者名義の振込先がわかるもの 【子ども医療費受給資格証の申請に必要なもの】 ●お子さんの健康保険情報が紐づいたマイナンバーカードまたは健康保険資格確認書（後日でも可） 【チャイルドシート購入費補助金申請に必要なもの】 ①チャイルドシートの保証書 ②領収書（購入日、金額、商品名がわかること）もしくは販売証明書				えちぜんっこアプリ母子モ(電子母子手帳アプリです)で、町の子育てに関する情報を配信しています。お子さんの成長確認や予防接種管理もできます。 			
					●県外に里帰り出産をされた人で、妊産婦健康診査や乳児健康診査などを県外の医療機関で受診した場合も費用の助成があります。下記に申請が必要です。 ●乳児期を県外で過ごす予定の方は、下記までお知らせください。				